



平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外1962名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成27年1月22日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 3	原子力発電所の津波 評価技術 (抜粋)	写し	H14. 2	社団法人土木 学会原子力土 木委員会 津 波評価部会	津波に関する調査・研究をも とに取りまとめられた, 津波 の評価手法に係る内容
丙 4	大飯発電所 津波評 価について	写し	H26. 12. 19	被告関西電力 株式会社	被告が, 最新の知見や技術を 踏まえ, 本件発電所において 想定される津波を検討・評価 し, 適切に基準津波の策定を 行っていること
丙 5	プレスリリース「若 狭湾沿岸における津 波堆積物の調査結果 について」(抜粋)	写し	H24. 12. 18	被告関西電力 株式会社 日本原子力発 電株式会社 独立行政法人 日本原子力研 究開発機構	被告が訴外二者と, 若狭湾沿 岸の三方五湖等において津 波堆積物の追加調査を実施 した結果, 約1万年前以降に 本件発電所の敷地周辺の沿 岸に大きな水位変動をもた らした津波の痕跡は認めら れないと判断しており, その 調査結果について原子力規 制委員会に報告したこと
丙 6	実用発電用原子炉及 びその附属施設の位 置, 構造及び設備の 基準に関する規則の 解釈	写し	H26. 7. 9	原子力規制委 員会	新規制基準において, 基準津 波は, 最新の科学的・技術的 知見を踏まえ, 波源海域から 敷地周辺までの海底地形, 地 質構造及び地震活動性等の 地震学的見地から想定する ことが適切なものを策定す ることとされていること
丙 7	日本被害地震総覧 599-2012 (抜粋)	写し	H25. 11. 15	宇佐美龍夫ほ か	天正地震は, 陸域での内陸 地殻内地震とされているこ と

丙 8	プレスリリース「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち天正地震に関する津波堆積物調査の結果について」	写し	H23. 12. 21	被告関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 独立行政法人日本原子力研究開発機構	津波堆積物調査, 文献調査及び神社聞き取り調査結果から, 天正地震時において『兼見卿記』やルイス・フロイスの『日本史』に記載されているような大規模な津波は発生しなかったと考えられること
丙 9	「若狭湾沿岸における天正地震による津波」に対する見解(案)	写し	H24. 1. 25	原子力安全・保安院	天正地震による津波について, 原子力安全・保安院は, 「これまで得られている文献調査や水月湖等での調査等の結果を踏まえると, 古文書に記載されているような天正地震による大規模な津波を示唆するものは無いと考えられる」との見解を示していること (なお, 「(案)」となっているが, 平成 24 年 1 月 25 日開催の原子力安全・保安院「地震・津波に関する意見聴取会」において, この内容がそのまま承認されている)